

チェーンストアにおける労働災害防止への取り組みについて

－ 厚生労働省安全衛生分科会ヒアリング説明資料 －

平成24年10月31日

日本チェーンストア協会

I. 日本チェーンストア協会の概要

- 日本チェーンストア協会は、国内の総合スーパー、食品スーパー、ホームセンター、スポーツ&ファッション、100円ショップ等大規模なチェーンストア企業で組織し、事業環境の改善に資する政策提言、経営の効率化に向けた各種標準化、社会への情報発信等を柱に活動を行っている。
- 会員企業総売上高は全国小売業総販売額の約9.5%を占め、小売業団体の中では最大級の規模となっている。
- チェーンストアとは「同一の資本の下で、11店舗以上の店舗を直接運営する小売業等の経営制度」をいい、本部と店舗に分かれて、基本的な問題は本部が決定し、店舗側はコスト・コントロールと接客に専念するシステムを取っている。百貨店等を除き大規模な小売業者の大半はチェーンストア形態で経営を行っているが、コンビニエンスストアのように経営契約形態を取るフランチャイズ・チェーンとは異なり、店舗を直接運営することを特質としている。
- 日々不特定多数の消費者との間で大量の取引(商品等の販売)を行っているチェーンストアにおいては店舗における生産性の改善と効率化の推進は永続する課題であり、労働災害の防止についても、従業員のためのみならず経営の観点から重要であると認識している。
- 生産性・効率性の向上を実現するため、マニュアルの整備、発注等のシステム化等による業務の標準化等に取り組んできた結果として、次第にパート労働者の雇用割合が高くなっている。
- チェーンストアにおけるパート労働の中心は主婦層であり、自由な労働時間・契約期間等による多様な働き方を準備して家庭生活との調和を確保できる場を提供している。一方、主婦層のパート労働者は、チェーンストアの特質である「地域密着」の柱として、地域の生活者の視点を店舗運営に取り入れる上で重要な存在である。

1. 設立趣旨

チェーンストアの健全な発展と普及を図ることにより、小売業の経営の改善を通じて、わが国流通機構の合理化、近代化を促進するとともに、国民生活の向上に寄与する。

2. 設立年月日

昭和42年8月2日設立

3. 会員の状況（平成 24 年 9 月現在）

- 通常会員 … 57 社
- 特別賛助会員 … 20 社
- 賛助会員 … 452 社

【ご参考】会員資格

《通常会員》

- ・チェーンストアを営む小売業法人であって、11 店舗以上または年商 10 億円以上のもの
- ・チェーンストア事業を営む小売業法人を直接の子会社に持つ持株会社

《賛助会員（特別賛助会員）》

協会の趣旨に賛同し、これに協力する法人。ただし、賛助会員の中から常任理事会の推薦を得る等して特別賛助会員とすることができる。

4. 会員企業の規模（平成 23 年度）

- 総売上高 12 兆 7784 億円
 - ・食料品 7 兆 9241 億円（構成比 62.0%）
 - ・衣料品 1 兆 3780 億円（構成比 10.8%）
 - ・住関連品 2 兆 6291 億円（構成比 20.6%）
 - ・サービス 436 億円（構成比 0.3%）
 - ・その他 8033 億円（構成比 6.3%）
- 店舗数 7,742 店
- 従業員数 411,472 人
 - ・正社員 105,608 人
 - ・パート 305,864 人

5. 事業活動の 7 つの柱

- ①自由で活力ある商業環境の実現に向けた政策提言
 - ✓ 新しい商業政策への適正な対応
 - ✓ 規制緩和の推進とグローバル化への取り組み
 - ✓ 抜本的な税制改正への取り組み
 - ✓ 生活者本位の経済社会システム構築への取り組み
 - ✓ 海外小売業団体との交流
- ②安全・安心への取り組み
 - ✓ 食の安全・安心と適正な表示の確保
 - ✓ 防災・防犯対策への取り組み
- ③公正取引の確立と推進
 - ✓ 適正な価格と安定した商品供給の確保
 - ✓ 公正取引体制の推進
 - ✓ コンプライアンス・プログラムの遵守・徹底
 - ✓ グローバリゼーションを踏まえた競争政策への取り組み
- ④生活者への積極的な情報発信

- ✓ 生活者との交流拡大
- ✓ チェーンストアがめざす理念の普及
- ⑤会員組織の強化と支部活動の充実
 - ✓ 積極的な会員拡大
 - ✓ 会員企業の連帯意識の高揚
 - ✓ 地域ニーズに即した支部活動の強化
- ⑥社会と人にやさしい活動の展開
 - ✓ 省資源、リサイクル活動の推進
 - ✓ ゴミ問題、交通問題等地域環境への配慮
 - ✓ CO2 問題等地球環境に関する調査研究
 - ✓ ノーマライゼーション・バリアフリー等の社会活動の推進
 - ✓ 健全な青少年育成のための啓発活動
- ⑦経営改善、業務効率化の推進
 - ✓ IT の戦略的な活用と EDI の推進
 - ✓ 物流システムの標準化への取り組み
 - ✓ 適正な規格・表示の確立
 - ✓ 生産性向上のための環境整備

Ⅱ. チェーンストアにおける労働災害防止への取り組み

1. 労働災害の特徴と必要な対策について

(1) 特徴

- 重大な労働災害はほとんどないものの、食品の加工作業や荷物の運搬作業が多い業界特性から、油・水等による転倒事故や包丁・スライサー等による切創事故等が多く、軽微である一方件数は多くなっている。
- 特に食品を中心的に取り扱う業態では、切れ擦れ事故が大半である。
- 高齢者の転倒も目立ち、企業の年齢構造によっては発生件数が増える傾向にあり、休業災害の増加につながりやすい。

(2) 必要と考えられる対策

- 基本的に危険・有害作業とは異なるため、製造業等のような設備や作業管理の改善等ではなく、注意喚起の繰り返しと安全教育の徹底が基本となる。
- 注意喚起と安全教育については、入社時の確実な安全衛生教育をはじめ、包丁等を使用する作業による手の切創防止ルール of 徹底と危険度の意識付け、作業マニュアルによる教育と遵守の徹底、また、床面（段差解消・水濡れ防止）に係る安全教育や台車・カート等の運搬マニュアルの遵守徹底を中心に取り組んでいる。また、危険個所の見える化や器具・備品の整備・確認等による作業環境改善も重要である。

2. 安全衛生管理体制について

チェーンストアにおいては、同じような器具・備品を使い同じような作業を多数の異なる拠

点で行っている。このような業界特性を踏まえれば、例えば労働災害事例を本部で集約して各店舗に発信して再発防止に努めていくことは有効であり、本部と店舗との情報共有が重要である。

(1) 本部の役割と取り組み例

- 「中央安全衛生委員会（仮）」等を組織し、安全衛生管理方針の決定と重点対策の提示、労働災害の取りまとめ、関係部署・店舗等に対する具体的な対策指導に当たる。
- 産業医・健康診断・メンタルヘルス等の運用管理を行う。
- マニュアル類の整備、情報発信（周知徹底、注意喚起）を行う。

(2) 店舗の役割と取り組み例

- 店長を管理責任者とする「職場安全衛生委員会（仮）」等を開催し、店舗の安全衛生管理に関する教育、従業員の健康管理を行う。
- 労働災害に関する実務対応と、OJT 教育や安全パトロール等の定期的チェック等の具体的な対策を実施する。
- 労働災害発生時の原因究明と再発防止対策を検討・実施する。

3. 安全衛生活動（KY、ヒヤリハット、4S、リスクアセスメント等）の具体的な実施例について

(1) KY（危険予知）

- 安全衛生委員会において従業員からの声を集計し、掲示板等で情報共有と注意喚起を行っている。
- 店舗管理職による施設内の巡回、産業医による職場巡視を実施し、注意喚起を行っている。
- 店舗レイアウトに危険箇所及び労働災害発生箇所を掲示し、状況の共有と発生防止を呼び掛けている。
- 店舗において、定期的に総務責任者、警備・清掃・設備各担当者による安全確認会議を開催して情報を共有している。

(2) ヒヤリハット

- 安全衛生委員会において従業員からの声を集計し、掲示板等で情報共有と注意喚起を行っている。
- ヒヤリハットカードを店舗内の分かりやすい場所に設置して、自由記入できるようにして参画意識を持たせている。
- KY、リスクアセスメントと一体的に実施している。
- 店舗において、定期的に総務責任者、警備・清掃・設備各担当者による安全確認会議を開催して、情報共有を行う。

(3) 4S（整理・整頓・清掃・清潔）

- 作業改善及び業務改革活動として、整理整頓の徹底、保管スペースの見える化の推進、定位置管理の徹底、通路の確保等を行っている。
- しつけを加えた「5S」の徹底を常に意識し、作業の基本としている。
- 「4S」のうち、後方業務等においては特に「2S」についてマニュアル化と店舗単位での実施組織化等を図って集中的に取り組んでいる。

(4) リスクアセスメント

- 生鮮作業場を中心に実施し、安全意識の向上と徹底を図っている。
- 売場責任者単位でリスクアセスメントを実施し、実施内容は社内で情報共有している。
- 各店舗の安全衛生委員会において実施し、年間スケジュール立案の際に具体的な改善計画を盛り込み実施している。
- 重点災害（カゴ車、転倒転落、腰痛、切り傷）に対してリスクアセスメントを実施し、ポスター等による注意喚起と安全教育を定期的に行っている。
- 重篤度、可能性、優先度から3段階に分けて毎月実施している。
- モデル店舗において共通作業のリスクアセスメントを実施し、不良カゴ車の修理サイクルを構築している。

4. パート労働者・アルバイトに対する安全教育・研修等の実施状況（実施例）について

- 基礎的な安全教育については、入社時に正社員と同様の内容の安全衛生教育を実施することが基本である。
- 安全管理DVD・教育ビデオ等の定期的な視聴や担当業務ごとの所属長によるOJTの実施を軸に、①カッターナイフの使い方、②包丁の使い方、③スライサー・ミートチョッパーの使い方、④腰痛防止対策、⑤カゴ車・台車・脚立の使い方等具体的に実施する。
- 防火・防災も含めた安全教育を総合的に行い、朝礼等の機会に重点災害の予防について共有する。

Ⅲ. 小売業としての意見・要望

- (1) 小売業の店舗における作業の多くは日常生活的な作業の連続であり、製造業等で見られる労働災害とは明らかに異なっている。特に、近年では、多少の怪我でも大事をとって通院・治療を行うように事業者側が管理している場合や、高齢者雇用促進の趣旨から満60歳超の従業員が増加していること等に起因して、災害発生件数で見れば増加する傾向にある。

このような状況の下、お客様のニーズに応えるために「その場での対応作業」を求められる場合も多い業界特性を踏まえれば、防止ルールに関する教育と徹底遵守を基本として、一人ひとりへの危険度の意識付けが労働災害防止の重要なポイントであると考えます。

- (2) 「バックヤードを中心とした安全化」について各事業者が検討することの必要性は十分に理解しているが、「国内外の好事例（ましてや国外の好事例）の収集・活用」に取り組んだとしても、国内外・業界内外で消費行動や接客サービスのあり方等が現実まったく異なっているため実質的な効果は期待できず、また、「安全靴・安全手袋等の保護具の開発促進と普及」に頼っては、作業の効率やコストの点で負担が大き過ぎ対策が進まないことも懸念される。

小売業における対策としては、防止ルールに関する教育と徹底遵守、危険度の意識付けを基本とすべきであり、政策の有効性・実効性を確保する意味からも、現場の実態を踏まえつつ社会全体の費用対効果も適切に考慮していただきたい。

(3) また、「ヒールの高い靴は危険だから、履かないようにする。靴を脱いで脚立に乗る。」等の指導があった旨の話も聞くが、小売業においては、安全への配慮を確保しつつ業態特性に応じた身だしなみの基準の中で適切に対応している。業態によっては上述のような指摘は一連の接客の流れの中で対応が困難なことも多く、実務や消費現場の実態に対する執行側の理解の向上も必要であると考ええる。

(4) 事業者が安全で快適な職場環境の確保に努めることは当然のことであるが、近年、社会保険の適用拡大、労働契約法の改正、高年齢者雇用の確保、最低賃金の大幅上昇等の施策が矢継ぎ早に決定され、従業員の利益につながる面もある一方で、企業経営にとっては、厳しい経営環境の中でコスト負担が増大しつつある。計画骨子案には「大規模店舗または多店舗展開をしている企業に対して重点的に指導を行うこと」が盛り込まれているが、これら事業者はこのような環境下でも上述のとおり既に率先して取り組んできている。従業員の安全・健康を守るという目的を達成するためには、むしろ、対応余力に乏しい事業者を政府がいかに「サポート」するかとの視点から取り組みを検討していただきたい。

また、行政による指導の効能を一概に否定するものではないが、今般の労働災害防止計画の見直しを機に、業界特性や実態を踏まえることがないままに一律的な指導が過度に行われたり、行政に対する説明や書類作成等に労力が費やされたりして、労働環境改善に回すべき事業者の意識と時間が奪われてしまうようなことがあっては労働災害防止の実質を阻害しかねず、業界特性と現場実態を踏まえて柔軟に政策の立案・執行をしていただきたい。

(5) メンタルヘルス対策は、発病の予防とともに、「病後の復職」が事業者にとって重要な課題となっている。現在、行政サービスの一環として各都道府県において求職者の職場復帰を支援する「リワーク支援」が実施されているが、必ずしも円滑に利用できるとはいえない状況にある。メンタルヘルス対策を進める上では、このような復職支援制度についても拡充を図っていただきたい。

以上